

行政書士雨堤孝一事務所報酬額基本規定

平成22年10月25日改定

報酬額基本規定通則規定

- ・本報酬額基本規定に定める価額には消費税は含まれないものとする。
- ・本報酬額基本規定には基本単価の積上げにより最終価額を決定する方式の基本報酬額方式と、案件内容により一手続毎の価額を規定する業務報酬額方式の二方式を併記してある。なお、特記なき報酬額は業務報酬額方式とする。
- ・本報酬額基本規定に定める価額は一般的案件を想定しており、案件の内容によっては価額が変動する場合もある。
- ・本報酬額基本規定には登録免許税、印紙代、証紙代等の実費分は原則として含まれていない。
- ・本報酬額基本規定に定める価額には旅費交通費は原則として含まれていないが、業務報酬額方式においては京阪神地域内の移動交通費は原則として含まれるものとする。詳細は旅費交通費規定及び各業務報酬額規定にて定める。
- ・本報酬額基本規定に定める価額は、成功報酬型ではない。

旅費交通費規定

- ・旅費交通費の計算上起算点は JR 大阪駅、JR 北新地駅、阪神電鉄梅田駅、阪急電車梅田駅、大阪市営地下鉄梅田駅、大阪市営地下鉄西梅田駅、大阪市営地下鉄東梅田駅、大阪駅周辺バス停留所（以下「拠点」とする）とする。
- ・交通経路の計算は、移動時間が最短のもので行なう。
- ・依頼者においての送迎、宿泊施設の手配がある場合は旅費交通費は不要とする。
- ・交通手段は原則として電車、バス、航空機、船舶を利用するが、その運行間隔が 1 時間を越える場合はタクシーを使用する事ができ、そのタクシー代相当分を旅費交通費として計算する。
- ・公共交通機関にて移動が不可能な場合は自動車を使用するものとする。その場合、車両費及び燃料費として移動距離 1 km あたり 150 円を旅費交通費として計算する。また、その計算には最短時間にて移動できる経路を選択し、それに係る有料道路通行料金もお旅費交通費として計算する。
- ・電車による移動の場合は原則として在来線普通運賃を適用するが、乗車時間 1 時間を越える場合は特別急行列車グリーン指定運賃を適用する。また、JR 東海岐阜羽島駅以東、JR 西日本相生駅以西への移動に際しては新幹線グリーン運賃を適用する。
- ・航空機による移動の場合はスーパーシート（航空会社により呼称の違いあり）運賃を適用する。
- ・移動に際し「拠点」の出発時間が午前 7 時 30 分より早くなる場合は、前日に現地又は中間地点まで移動し宿泊費用を旅費交通費として計算する。また、「拠点」への到着時間が午後 10 時を超える場合も同様とする。
- ・宿泊費用の計算は 1 泊 1 名あたり 1 万円（札幌市内、仙台市内、東京都内、名古屋市内、広島市内、福岡市内は 1 万 2 千円）とする。
- ・業務報酬額方式において交通費が含まれる地域は原則として大阪府内、尼崎市内、西宮市内、芦屋市内、神戸市内、明石市内、宝塚市内、伊丹市内、川西市内、八幡市内、長岡京市内、京都市内、向日市内、大山崎町内、久御山町内とする。
- ・全ての業務において、大阪市北区内に於ける交通費は無償とする。
- ・大阪市内（北区を除く）の交通費は経路の如何に問わず一律往復千円とする。

証紙代等実費費用規定

- ・業務に必要な登録免許税、証紙代、印紙代、切手、その他官公庁支払手数料は全て依頼者の負担とする。
- ・業務に必要な住民票等公的書面請求に際し郵送請求を行なう場合の為替発行手数料、郵送料に関しては全て依頼者の負担とする。
- ・業務に必要な申請書購入代金、その他必要物取得に係る費用は全て依頼者の負担とする。

報酬等受領の方法に関する規定

- ・報酬等の受領は現金又は振込みによる方法とする。
- ・報酬等の受領に関し必要な銀行手数料等は依頼者の負担とする。
- ・業務に際しては原則として着手金（業務によっては相談料、事前調査料、準備費用）を着手以前に受領するものとする。
- ・旅費交通費、印紙代等の実費に関しては原則として立替を行わず、使用前に受領するものとする。
- ・各業務の報酬等受領の方法は各業務報酬額規定により定める。
- ・報酬等の受領方法は個別案件毎に双方の合意により規定と別の方法を定める事ができる。
- ・依頼者側の都合により報酬等の受領が過度に遅れる場合は、商事法定利率を遅延損害金として受領することができる。
- ・依頼者のやむを得ない事情により報酬等を分割後払いとする場合は、通常の報酬額を上回る報酬額を設定する事により対応出来るものとする。但し、如何なる理由によっても実費分の立替は行なわない。

相談料に関する規定

- ・相談業務は全て有料とする。但し、顧問契約の範囲内である場合はこの限りではない。
- ・相談業務は30分あたり5,000円（消費税込み）とする。但し、極度に簡易な相談であり15分以内で終了した場合は3,000円（消費税込み）とする。
- ・出張における相談業務に関しては別途出張扱いとし、大阪市内においては出張料金2,000円（消費税込み）、その他地域においては旅費交通費規定に基づく交通費及び移動時間1時間あたり（1時間に満たない時間は1時間とする）1,500円（消費税込み）を加算する。
- ・相談後その内容が業務案件となった場合は、相談料を報酬額充当する。但し、報酬額が15,000円に満たない場合及び業務報酬規定に定める場合はこの限りではない。
- ・相談時に直ちに業務案件の依頼となった場合は、相談料を受領せず業務報酬規定毎の規定に基き報酬額を受領することができる。
- ・面談以外の方法により相談を受ける際は、事前に相談料を受領する必要がある。
- ・相談時において、別途考案を要す内容がある場合は、考案料及び調査料、その他実費を受領し、回答時における相談料は受領しないものとする。

基本報酬額

- ・基本報酬額表に記載する報酬額には消費税は含まれていない。
- ・基本報酬額表

書類作成（特に考案を要する書類）	6,000 円～	
書類作成（考案を要する書類）	3,500 円	
書類作成（考案を要しない書類）	1,500 円	
図面作成（縮尺図）	10,000 円～	計測を含まない
図面作成（見取図）	3,000 円	計測を含まない
図面作成（略図）	2,000 円	計測を含まない
日当 1 日（8 時間）	40,000 円	
日当半日（4 時間）	22,000 円	
日当 1 時間	6,000 円	
基本考案料（複雑な場合）	15,000 円～	
基本考案料（一般的な場合）	8,000 円	
基本考案料（簡易な場合）	3,000 円	
調査料	別途見積	

- ・書面の副本が必要な場合は A 4 又は B 5 サイズ 1 枚あたり 5 0 円（カラーの場合は 2 0 0 円）とし、サイズが変わる場合はその用紙の倍率にて加算する。
- ・書面作成代行においては、原則として基本考案料を加算する。
- ・補助者の日当は基本報酬額表の 3 分の 1 とする。
- ・調査料は日当を基準として計算し、さらに基本考案料を加算する。
- ・基本報酬額表を用いる場合には基本考案料は全て適用する。
- ・図面作成における計測料金は日当を基本に計算する。

顧問業務報酬額

- ・顧問業務報酬額表に記載する報酬額には消費税は含まれていない。
- ・顧問業務報酬額表

簡易顧問料（月額）	5,000 円	風俗関連営業者は適用なし
顧問料（月額）	10,000 円～	
特別顧問料（月額）	50,000 円～	

- ・顧問契約者に関しては税抜報酬が 1 万円を超える業務報酬に関し 10%の割引を適用する。
- ・簡易顧問の契約者に関しては、業務報酬の割引適用を行うが、原則として相談料等は別途発生するものとする。
- ・顧問契約者に関しては原則月 1 回程度の相談を含むものとし、それ以上の相談等が想定される場合は月額顧問料を想定回数に応じて勘案する。
- ・特別顧問契約者に関して、許認可業務で報酬額が 20 万を超える場合には 20%程度の割引を適用する事ができる。
- ・特別顧問契約者に関しては契約書作成等において通常より大きな割引を適用するものとする。
- ・顧問料は発生月前月末日までに受領するものとする。
- ・契約が 15 日間に満たない場合は、半額とする。

風俗営業報酬額

- ・風俗営業報酬額表に記載する報酬額には消費税は含まれていない。
- ・風俗営業報酬額表

風俗営業許可新規取得(1～6号)(7号麻雀)	200,000円～	100㎡程度まで
風俗営業許可新規取得(1～6号)(7号麻雀)	260,000円～	100㎡程度以上
風俗営業許可新規取得(1～6号)(7号麻雀)	300,000円～	150㎡程度以上
風俗営業許可新規取得(7号パチンコ)	600,000円～	
風俗営業許可新規取得(8号ゲームセンター)	300,000円～	
管理者変更届	30,000円～	
法人役員変更届	30,000円～	
個人事項(住所、氏名等)変更届	20,000円～	
営業所名称変更届(書換含む)	20,000円～	
法人各種事項変更届(人的除く)	24,000円～	
構造変更届	60,000円～	
構造変更承認申請	120,000円～	
返納理由書作成	3,000円～	書類作成のみ
消防関係追加費用	20,000円～	
建築関係追加費用	20,000円～	
飲食店営業許可新規取得(風営と同時)	40,000円～	
飲食店営業許可変更届	15,000円～	
飲食店廃業届出	10,000円～	
許可要件事前調査料	30,000円～	許可取得の際は報酬に充当

- ・相談料は報酬額に充当しないものとする。
- ・100㎡を超える場合等で用途変更を伴う場合、建築に関する合議が必要な場合は追加費用を受領するものとする。
- ・場所的規制が存在しない地域での許可申請に際しては、着手段階で許可要件事前調査料を受領するものとする。
- ・同時に複数の項目での変更届を行う場合は、その最大報酬額に該当する項目を適用し、さらに変更項目より1を差引いた数に1,000円(消費税別)を乗じた金額を加算する。
- ・報酬は許可申請時まで全額受領するものとする。
- ・この報酬額は大阪府、京都府、兵庫県において適用する。
- ・大阪府以外の地域で旅費交通費規定に定める交通費無料地域においても、報酬額が30,000円に満たない場合は別途交通費を受領するものとする。

性風俗関連特殊営業報酬額

- ・性風俗関連特殊営業報酬額表に記載する報酬額には消費税は含まれていない。
- ・性風俗関連特殊営業報酬額表

店舗型性風俗特殊営業開始届	200,000 円 ~	* 1
無店舗型性風俗特殊営業開始届	90,000 円 ~	受付所は含まない
映像送信型性風俗特殊営業開始届	130,000 円 ~	
法人役員変更届	20,000 円 ~	
個人事項（住所、氏名等）変更届	18,000 円 ~	
広告宣伝事項変更届	15,000 円 ~	
法人各種事項変更届（人的除く）	18,000 円 ~	
場所的追加等変更届	20,000 円 ~	
構造変更届	120,000 円 ~	
届出確認書再交付	15,000 円 ~	
消防及び建築関連追加費用	40,000 円 ~	
要件事前調査料	50,000 円 ~	許可取得の際は報酬に充当

・（* 1）4号営業に関しては10室までの報酬額とし、その後1室につき7,000円を基準として追加する。

・相談料は報酬額に充当しないものとする。

・場所的規制が存在する届出に関しては、着手段階で要件事前調査料を受領するものとする。

・報酬は届出時までに全額受領するものとする。

・同時に複数の項目での変更届を行う場合は、その最大報酬額に該当する項目を適用し、さらに変更項目より1を差引いた数に1,000円（消費税別）を乗じた金額を加算する。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条6項4号に関する開始届において、旅館業許可申請も同時に受任する際は、報酬を10%差引くものとする。

・この報酬額は大阪府、京都府、兵庫県において適用する。

・大阪府以外の地域で旅費交通費規定に定める交通費無料地域においても、報酬額が30,000円に満たない場合は別途交通費を受領するものとする。

その他風営関連報酬額

- ・風俗営業報酬額表に記載する報酬額には消費税は含まれていない。
- ・風俗営業報酬額表

深夜酒類提供飲食店営業開始届	100,000 円 ~	70 m ² 程度まで
深夜酒類提供飲食店営業開始届	120,000 円 ~	70 m ² 程度以上
風俗無料案内所営業開始届	130,000 円 ~	
深夜酒類提供飲食店営業変更届(構造以外)	18,000 円 ~	
深夜酒類提供飲食店営業変更届(構造)	50,000 円 ~	
風俗無料案内所変更届(構造以外)	30,000 円 ~	
風俗無料案内所変更届(構造)	60,000 円 ~	
消防及び建築関係追加費用	30,000 円 ~	
飲食店営業許可新規取得(風営と同時)	40,000 円 ~	
飲食店営業許可変更届	15,000 円 ~	
飲食店廃業届出	10,000 円 ~	
要件事前調査料(案内所以外)	30,000 円 ~	届出の際は報酬に充当
要件事前調査料(案内所)	50,000 円 ~	届出の際は報酬に充当
風営法関連行政処分等に基づく改善報告書等作成	20,000 円 ~	

- ・相談料は報酬額に充当しないものとする。
- ・この報酬額表に規定する風俗無料案内所は大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例に基くものであり、他都道府県の風俗無料案内所には適用するものではない。
- ・場所的規制が存在する届出に関しては、着手段階で要件事前調査料を受領するものとする。
- ・報酬は届出時まで全額受領するものとする。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条6項4号に関する開始届において、旅館業許可申請も同時に受任する際は、報酬を10%差引くものとする。
- ・この報酬額は大阪府、京都府、兵庫県において適用する。
- ・大阪府以外の地域で旅費交通費規定に定める交通費無料地域においても、報酬額が30,000円に満たない場合は別途交通費を受領するものとする。

旅館業報酬額

・旅館業報酬額表に記載する報酬額には消費税は含まれていない。

・旅館業報酬額表

旅館業許可基本審査料	50,000 円 ~	周辺等調査含む
旅館業許可申請書作成（新規及び継承）	70,000 円 ~	提出代理含む
旅館業許可申請書作成（変更）	30,000 円 ~	提出代理含む
旅館業許可申請書作成（変更、簡易なもの）	20,000 円 ~	提出代理含む
事前届出書作成	30,000 円 ~	提出代理含む
官公署協議費用	20,000 円 ~	1 回あたり
検査立会費用	20,000 円 ~	1 回あたり
客室寸法測定（簡易な部屋）	1,500 円 ~	1 室あたり
客室寸法測定（一般的な部屋）	2,000 円 ~	1 室あたり
客室寸法測定（大規模な部屋）	3,000 円 ~	1 室あたり
客室面積計算（簡易な部屋）	500 円 ~	1 室あたり
客室面積計算（一般的な部屋）	800 円 ~	1 室あたり
客室面積計算（大規模な部屋）	1,200 円 ~	1 室あたり
提出図面作成（測定別途）	15,000 円 ~	1 枚あたり
返納理由書作成	3,000 円 ~	書類作成のみ
飲食店許可申請（旅館と同時）	40,000 円 ~	1 営業所あたり
消防法令適合通知書交付申請（旅館と同時）	30,000 円 ~	
屋外広告物許可申請（旅館と同時）	30,000 円 ~	
美容院開設届出（旅館と同時）	30,000 円 ~	
簡易専用水道届出（旅館と同時）	10,000 円 ~	
特定建築物届出（旅館と同時）	10,000 円 ~	
政府登録ホテル申請（旅館と同時）	20,000 円 ~	
たばこ販売許可申請（旅館と同時）	30,000 円 ~	
許可要件事前調査料	50,000 円 ~	許可取得の際は報酬に充当

・着手段階で許可要件事前調査料を受領するものとする。

・許可申請段階において半金以上を受領するものとし、許可時に残金を受領する。

・この報酬額は大阪府、京都府、兵庫県において適用する。

・大阪府以外の地域で旅費交通費規定に定める交通費無料地域においても、報酬額が 30,000 円に満たない場合は別途交通費を受領するものとする。

古物商、質屋営業等報酬額

- ・古物商、質屋営業等報酬額表に記載する報酬額には消費税は含まれていない。
- ・古物商、質屋営業等報酬額表

古物商許可新規取得（個人）	50,000 円～	
古物商許可新規取得（法人）	55,000 円～	
古物商許可新規取得時同一都道府県内複数営業所追加費用	10,000 円～	1 営業所につき
古物商許可同一都道府県内営業所追加	30,000 円～	1 営業所につき
古物商許可変更届（場所的除く）	15,000 円～	
古物商許可変更届（場所的）	30,000 円～	
古物商經由警察署長変更届	10,000 円～	
古物商許可返納理由書作成	3,000 円～	書類作成のみ
古物商許可証再交付	15,000 円～	
金属くず業許可申請	45,000 円～	
金属くず業変更届、休業届	15,000 円～	
金属くず業返納理由書作成	3,000 円～	書類作成のみ
金属くず行商届出	25,000 円～	
金属くず行商変更届	15,000 円～	
質屋営業許可新規取得	120,000 円～	
質屋営業許可変更届（構造除く）	15,000 円～	
質屋営業許可変更届（構造）	40,000 円～	

・この報酬額表に規定する金属くず業及び金属くず行商は大阪府金属くず営業条例に基づくものであり、他都道府県の金属くず業及び金属くず行商には適用されない。但し、他都道府県において大阪府と同等の条例が制定されている場合はこの限りではない。

・場所的規制が存在しない地域での許可申請に際しては、着手段階で許可要件事前調査料を受領するものとする。

・報酬は許可申請時まで全額受領するものとする。但し、質屋営業許可新規取得に関しては着手金として着手前に半金以上受領し、許可時に残金を受領する。

・大阪府以外の地域で旅費交通費規定に定める交通費無料地域においても、報酬額が 30,000 円に満たない場合は別途交通費を受領するものとする。

古物商、質屋営業等報酬額

- ・古物商、質屋営業等報酬額表に記載する報酬額には消費税は含まれていない。
- ・古物商、質屋営業等報酬額表

古物商許可新規取得（個人）	50,000 円～	
古物商許可新規取得（法人）	55,000 円～	
古物商許可新規取得時同一都道府県内複数営業所追加費用	10,000 円～	1 営業所につき
古物商許可同一都道府県内営業所追加	30,000 円～	1 営業所につき
古物商許可変更届（場所的除く）	15,000 円～	
古物商許可変更届（場所的）	30,000 円～	
古物商經由警察署長変更届	10,000 円～	
古物商許可返納理由書作成	3,000 円～	書類作成のみ
古物商許可証再交付	15,000 円～	
金属くず業許可申請	45,000 円～	
金属くず業変更届、休業届	15,000 円～	
金属くず業返納理由書作成	3,000 円～	書類作成のみ
金属くず行商届出	25,000 円～	
金属くず行商変更届	15,000 円～	
質屋営業許可新規取得	120,000 円～	
質屋営業許可変更届（構造除く）	15,000 円～	
質屋営業許可変更届（構造）	40,000 円～	

・この報酬額表に規定する金属くず業及び金属くず行商は大阪府金属くず営業条例に基づくものであり、他都道府県の金属くず業及び金属くず行商には適用されない。但し、他都道府県において大阪府と同等の条例が制定されている場合はこの限りではない。

・場所的規制が存在しない地域での許可申請に際しては、着手段階で許可要件事前調査料を受領するものとする。

・報酬は許可申請時まで全額受領するものとする。但し、質屋営業許可新規取得に関しては着手金として着手前に半金以上受領し、許可時に残金を受領する。

・大阪府以外の地域で旅費交通費規定に定める交通費無料地域においても、報酬額が 30,000 円に満たない場合は別途交通費を受領するものとする。

法人設立等（一括料金版）報酬額

- ・法人設立等（一括料金版）報酬額表には消費税は含まれる。
- ・法人設立等（一括料金版）報酬額表

株式会社新規設立	300,000 円	資本金 2,142 万以下
株式会社新規設立（出張型）	370,000 円	資本金 2,142 万以下
合同会社(LLC)新規設立	190,000 円	資本金 857 万以下
合同会社(LLC)新規設立（出張型）	250,000 円	資本金 857 万以下
有限責任事業組合(LLP)新規設立	160,000 円	
有限責任事業組合(LLP)新規設立（出張型）	220,000 円	

・この報酬額表に規定する業務において（出張型）と明記の無いものに関しては、官公署への出張費以外は含まれてないものとし、原則的には依頼者が当事務所に来所又は通信手段を利用して手続を行なうものとする

・この報酬額表に規定する業務において（出張型）と明記されているものに関しては、依頼者の元へ出張する費用を含むものとする。但し、大阪府内、尼崎市内、西宮市内、芦屋市内、神戸市内、明石市内、宝塚市内、伊丹市内、川西市内、八幡市内、長岡京市内、京都市内、向日市内、大山崎町内、久御山町内に限り適用するものとし、それ以外の地域において（出張型）の適用はないものとする。

・業務報酬には登録免許税、公証人手数料、定款認証諸経費、登記事項証明書及び印鑑証明書3通取得分の登記印紙代を含むものとする。但し、備考欄記載の資本金額を上回る場合はその1000分の7を乗じた金額を受領するものとする。

・定款の作成に関しては電磁的記録を用いるものとし、それ以外の媒体で作成する場合には必要な収入印紙費用は別途発生するものとする。

法人設立等報酬額

- ・法人設立等報酬額表には消費税は含まれていない。
- ・法人設立等報酬額表

電子定款認証代行	15,000 円	消費税を含む
定款作成及び電子定款認証代行	40,000 円～	
会社原始定款作成	35,000 円～	
会社定款作成	30,000 円～	
会社定款一部変更	20,000 円～	
有限責任事業組合契約書作成	30,000 円～	
株主総会議事録作成（2 議案まで）	15,000 円～	
株主総会議事録作成（追加 1 議案毎）	3,500 円～	
取締役会議事録作成（2 議案まで）	15,000 円～	
取締役会議事録作成（追加 1 議案毎）	3,500 円～	
就任承諾書作成 1 通	1,500 円～	
その他会議録作成（2 議案まで）	15,000 円～	
その他会議録作成（追加 1 議案毎）	5,000 円～	
NPO 法人設立認証手続	200,000 円～	

- ・電子定款認証代行に関しては大阪府及び兵庫県内の設立に関する公証役場までの交通費は含むものとし、それ以外の交通費は含まれないものとする。
- ・電子定款認証代行に関し、依頼者からの定款原案入稿に関しては電磁的記録によるものとし、紙面ベースでの入稿の際は 1 ページにつき 1,000 円（消費税別）を受領するものとする。
- ・会社定款一部変更において、現行定款をデータにて依頼者より入稿される場合は、5,000 円（消費税別）を差引く事ができる。
- ・会議録作成に関しては、書面作成にかかる報酬を示したものであり、会議へ参加する場合等は、別途基本報酬額表に定める日当及び旅費交通費規定に定める交通費が発生するものとする。
- ・平成 18 年 4 月 30 日以前の定款及び会議録等作成は 20% の加算とする。
- ・大阪府内の地域においても、報酬額が 10,000 円に満たない場合は旅費交通費規定の「業務報酬額方式において交通費が含まれる地域は原則として大阪府内、尼崎市内、西宮市内、芦屋市内、神戸市内、明石市内、宝塚市内、伊丹市内、川西市内、八幡市内、長岡京市内、京都市内、向日市内、大山崎町内、久御山町内とする。」の適用はないものとする。
- ・大阪府以外の地域で旅費交通費規定に定める交通費無料地域においても、報酬額が 30,000 円に満たない場合は別途交通費を受領するものとする。

建設業許可等報酬額

・建設業許可等報酬額表には消費税は含まれていない。

・建設業許可等報酬額表

建設業許可新規取得（知事）	140,000 円～	* 1
建設業許可新規取得（大臣）	210,000 円～	* 2
建設業許可換え新規（大臣 知事）	140,000 円～	* 1
建設業許可換え新規（知事 大臣）	210,000 円～	* 2
建設業許可般特新規（知事）	140,000 円～	* 2
建設業許可般特新規（大臣）	210,000 円～	* 2
建設業許可更新（知事）	70,000 円～	
建設業許可更新（大臣）	110,000 円～	
建設業許可業種追加（知事）	80,000 円～	* 2
建設業許可業種追加（大臣）	140,000 円～	* 3
営業年度終了届出（知事）	30,000 円～	1 営業年度分
営業年度終了届出（大臣）	45,000 円～	1 営業年度分
役員・支配人・令 3 条に規定する使用人・ 経營業務の管理責任者・専任技術者・国家 資格者等・監理技術者の変更届（知事）	30,000 円～	変更 1 名毎（経験証明を用い る場合は 40,000 円～）
役員・支配人・令 3 条に規定する使用人・ 経營業務の管理責任者・専任技術者・国家 資格者等・監理技術者の変更届（大臣）	45,000 円～	変更 1 名毎（経験証明を用い る場合は 55,000 円～）
場所的変更届（知事）	30,000 円～	1 ケ所
場所的変更届（大臣）	40,000 円～	1 ケ所
その他変更届（知事）	20,000 円～	
その他変更届（大臣）	30,000 円～	

・（* 1）経験証明を 4 以上用いる場合は 1 につき 10,000 円（消費税別）を加算する。

・（* 2）経験証明を 3 以上用いる場合は 1 につき 10,000 円（消費税別）を加算する。

・（* 3）経験証明を 2 以上用いる場合は 1 につき 10,000 円（消費税別）を加算する。

・大阪府以外の地域で旅費交通費規定に定める交通費無料地域においても、報酬額が 30,000 円に満たない場合は別途交通費を受領するものとする。

建設関連業務報酬額

- ・建設関連業務報酬額表には消費税は含まれていない。
- ・建設関連業務報酬額表

経営事項審査申請（知事）	50,000 円～	
経営事項審査申請（大臣）	75,000 円～	
入札参加資格審査申請	25,000 円～	
電気工事業登録	30,000 円～	
解体工事業登録	30,000 円～	

- ・大阪府以外の地域で旅費交通費規定に定める交通費無料地域においても、報酬額が 30,000 円に満たない場合は別途交通費を受領するものとする。

産業廃棄物収集運搬業許可等報酬額

- ・産業廃棄物収集運搬業許可等報酬額表には消費税は含まれていない。
- ・産業廃棄物収集運搬業許可等報酬額表

産業廃棄物収集運搬業許可取得	120,000 円 ~	* 1、* 2、* 3
産業廃棄物収集運搬業許可更新	100,000 円 ~	* 1、* 2、* 3
産業廃棄物収集運搬業許可変更	100,000 円 ~	* 1、* 2、* 3
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得	150,000 円 ~	* 1、* 2、* 3
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新	130,000 円 ~	* 1、* 2、* 3
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可変更	130,000 円 ~	* 1、* 2、* 3
産業廃棄物収集運搬業変更届	25,000 円 ~	
特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届	25,000 円 ~	
廃止届	15,000 円 ~	

・(* 1) 積替え保管は含まないものとし、積替え保管を含む場合は 500,000 円 ~ の別途見積とする。

・(* 2) 2 行政目 ~ 5 行政目分に関しては 0 . 7 を乗じた金額とし、6 行政目 ~ 1 0 行政目分に関しては 0 . 6 を乗じた金額とし、1 1 行政目分に関しては 0 . 5 を乗じた金額とする。(例) 1 2 行政分一括の依頼時の計算「報酬額 + (4 × 報酬額 × 0 . 7) + (5 × 報酬額 × 0 . 6) + (2 × 報酬額 × 0 . 5)」

・(* 3) 大阪府内、兵庫県内、京都府内、奈良県内、和歌山県内、滋賀県内に関しては交通費を含むものとする。

・大阪府以外の地域で旅費交通費規定に定める交通費無料地域においても、報酬額が 30,000 円に満たない場合は別途交通費を受領するものとする。

・報酬は着手時に全報酬の 5 0 % 以上を受領し、残額は許可取得毎に精算する。但し、1 ヶ月間に複数の許可取得になった場合はまとめる事ができる。

パスポート取得代行報酬額

- ・パスポート取得代行報酬額表には消費税は含まれていない。
- ・パスポート取得代行報酬額表

パスポート取得代行	7,000 円 ~	* 1
戸籍謄本取得代行	1,000 円 ~	

- ・パスポート取得代行は大阪府及び兵庫県のみ業務とする。
- ・依頼者と事務所間の書類等受渡は郵送又は事務所来所とし、出張にて行う場合は別途交通費及び出張費を要する。
- ・パスポート受領に関する行為は含まれない。
- ・(* 1) 2件 ~ 4件同時依頼の場合は
2行政目 ~ 5行政目分に関しては0.7を乗じた金額とし、6行政目 ~ 10行政目分に関しては0.6を乗じた金額とし、11行政目分に関しては0.5を乗じた金額とする。(例)
12行政分一括の依頼時の計算「報酬額 + (4 × 報酬額 × 0.7) + (5 × 報酬額 × 0.6) + (2 × 報酬額 × 0.5)」
- ・(* 3) 大阪府内、兵庫県内、京都府内、奈良県内、和歌山県内、滋賀県内に関しては交通費を含むものとする。
- ・大阪府以外の地域で旅費交通費規定に定める交通費無料地域においても、報酬額が30,000円に満たない場合は別途交通費を受領するものとする。
- ・報酬は着手時に全報酬の50%以上を受領し、残額は許可取得毎に精算する。但し、1ヶ月間に複数の許可取得になった場合はまとめる事ができる。

契約書作成等報酬額

・契約書作成等報酬額表には消費税は含まれていない。

・契約書作成等報酬額表（定型的）

対価 1 0 0 万円以下部分	15,000 円	
対価 3 0 0 万円以下部分	0 . 5 %	
対価 5 0 0 万円以下部分	0 . 3 %	
対価 1 0 0 0 万円以下部分	0 . 2 %	
対価 3 0 0 0 万円以下部分	0 . 1 %	
対価 5 0 0 0 万円以下部分	0 . 0 5 %	
対価 5 0 0 0 万円超過部分	0 . 0 3 %	

・契約書作成等報酬額表（考案を要す）

対価 1 0 0 万円以下部分	30,000 円	
対価 3 0 0 万円以下部分	1 . 2 %	
対価 5 0 0 万円以下部分	1 . 0 %	
対価 1 0 0 0 万円以下部分	0 . 6 %	
対価 3 0 0 0 万円以下部分	0 . 3 %	
対価 5 0 0 0 万円以下部分	0 . 2 %	
対価 5 0 0 0 万円超過部分	0 . 1 %	

・契約書作成等報酬額表（特に考案を要す）

対価 1 0 0 万円以下部分	50,000 円	
対価 3 0 0 万円以下部分	1 . 5 %	
対価 5 0 0 万円以下部分	1 . 2 %	
対価 1 0 0 0 万円以下部分	1 . 0 %	
対価 3 0 0 0 万円以下部分	0 . 8 %	
対価 5 0 0 0 万円以下部分	0 . 5 %	
対価 5 0 0 0 万円超過部分	0 . 3 %	

・契約書作成等報酬額表（その他）

契約書チェック	作成の 3 0 %	
公正証書加算分	5,000 円	
公正証書代理（ 1 名）	8,000 円 ~	